

## 共同で実施する事業の公表①

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。日東電工健康保険組合では、健康診査事業について、日東電工株式会社（及びそのグループ会社）と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者—について、次のように公表いたします。

### 1. 日東電工株式会社（及びそのグループ会社）との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である日東電工株式会社（及びそのグループ会社）とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

### 2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察（問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査）
- 身体計測
  - ・身長、体重、腹囲、BMI
- 視力・聴力検査
- 胸部X線
- 喀痰検査（結核菌、または肺がん検診）
- 血圧測定
  - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査（安静時あるいは負荷）
- 尿検査
  - ・蛋白、糖、潜血
- 血清検査
  - ・尿素窒素、クレアチニン
- 胃透視または胃内視鏡検査
- 便潜血反応検査
- 大腸内視鏡検査（精密検査時）
- 肝機能検査

- ・ GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリ  
ンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
- 膵臓検査（アミラーゼ）
- 肝炎ウイルス検査  
HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体（40歳以上1回）
- 血中脂質・尿酸検査
  - ・ 血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL - コレステロール、LDL - コレステ  
ロール、尿酸
- 血糖検査（糖代謝）  
空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験（60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖）、HbA1c
- 血液検査（貧血検査）
  - ・ 白血球、赤血球、血色素量、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、  
好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
- 子宮がん検査（内診、細胞診、女性のみ）
- 乳がん検査（視触診、マンモグラフィー、超音波、女性のみ）
- 眼圧検査
- 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項

### 3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・ 共同実施者の産業医・保健師・看護師・健診担当者
- ・ 保健指導委託先の産業医・保健師・看護師・担当者
- ・ 当組合の常務理事・事務長・保健師・看護師・健診担当者

### 4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 共同実施者においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、共同実施者にデータ保存し、各社及び委託先産業医の判定と指示にしたがって、各社及び委託先保健師による健康相談、健康指導を実施します。

- ・ 当組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、共同実施者とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、当組合にデータ保存し、委託先の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

## 5. 健診データの管理責任者について

健診データの管理責任者は、当組合の常務理事および共同実施者の人事総務担当課長です。

## 共同で実施する事業の公表②

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用一については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。当組合では、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）が実施する高額医療交付金交付事業（以下「高額医療事業」という。）から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者一について、次のように公表いたします。

### 1. 健保連と的高額医療事業の共同実施について

当組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

### 2. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

### 3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・当組合の常務理事・事務長・高額医療事業担当者
- ・健保連の交付金交付事業グループ・高額医療担当職員
- ・業務委託先 公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

#### 4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

#### 5. レセプトデータ等の管理責任者について

日東電工健康保険組合 大阪府茨木市下穂積1-1-2  
理事長 大脇 泰人  
管理責任者 常務理事

健康保険組合連合会 東京都港区赤坂8-5-26  
会長 宮永 俊一  
管理責任者 組合サポート部 部長